

ID: 29

担当部署: 都市整備課

処分の概要	使用許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例 第5条(第9条において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成19年条例第32号		
【基準】 第5条及び旭市暴力団排除条例第10条の規定による。 (使用の禁止及び許可の取消し) 第5条 市長は、第3条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を禁止し、又は当該使用許可を取り消すことができる。 (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (2) 使用許可の条件に違反したとき。 (3) 虚偽の申込その他不正な手段により使用の許可を受けた事実が明らかになったとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、パークゴルフ場の管理運営上必要と認めるとき。 (公の施設の暴力団の利用制限) 第10条 市、教育委員会又は指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市が指定する者をいう。)は、市が設置した公の施設の利用が暴力団を利用することとなると認めるときは、当該施設の利用の許可をせず、又は利用の許可の取消し等の措置を講ずることができる。 2 市長又は教育委員会は、前項に規定する措置を講ずるための必要な事項について警察本部長に意見を聴くことができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 都市整備課

処分の概要	使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	あさひパークゴルフ場の設置及び管理に関する条例 第6条		
例 規 番 号	平成19年条例第32号		
【基準】 第6条の規定による。 (使用料) 第6条 使用者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定める使用料を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 167

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第17条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第120号		
【基準】 第14条、第17条、第39条及び第40条の規定による。 (家賃の決定) 第14条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第29条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第36条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。 2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体が定める数値は、規則で定める。 3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。 (家賃の納付) 第17条 市長は、入居者から第11条第5項の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日(第32条第1項又は第37条第1項の明渡し期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第42条第1項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末日(12月にあつては25日とし、月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日)までにその月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その日が旭市の休日に関する条例(平成17年旭市条例第2号)に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月における入居期間が1月に満たないときは、その月の家賃は、日割計算による。 4 入居者が第41条に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 (市営住宅建替事業に係る家賃の特例) 第39条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。 (市営住宅の用途廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例) 第40条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第14条第1項、第31条第1項又は第33条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 168

担当部署: 都市整備課

処分の概要	遅延損害金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第18条第2項		
例 規 番 号	平成17年条例第120号		
【基準】 第18条の規定による。 (督促、遅延損害金の徴収) 第18条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。 3 遅延損害金に係る端数処理その他の遅延損害金の取扱いについては、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例(平成17年旭市条例第61号)に規定する延滞金の例による。 4 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 170

担当部署: 都市整備課

処分の概要	収入超過者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第31条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第120号		
【基準】 第31条の規定による。 (収入超過者に対する家賃) 第31条 収入超過者は、第14条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明け渡しの日までの間)、毎月、次項に規定する方法により算出した額を家賃として支払わなければならない。 2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項に規定する方法によらなければならない。 3 第16条、第17条及び第18条の規定は、第1項の家賃について準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 171

担当部署: 都市整備課

処分の概要	高額所得者に対する家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第33条第1項		
例 規 番 号	平成17年条例第120号		
【基準】 第33条の規定による。 (高額所得者に対する家賃等) 第33条 高額所得者は、第14条第1項及び第31条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間(当該入居者が期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生ずる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。 2 前条第1項による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、規則で定める額の金銭を徴収することができる。 3 第16条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第17条及び第18条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 172

担当部署: 都市整備課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市営住宅の設置及び管理に関する条例 第48条		
例 規 番 号	平成17年条例第120号		
【基準】 第48条の規定による。 (罰則) 第48条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により、家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 177

担当部署: 都市整備課

処分の概要	家賃の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例 第16条第1項		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【基準】 第14条及び第16条の規定による。 (家賃の額) 第14条 雇用促進住宅の家賃は、月額2万8,400円とする。 (家賃の納付) 第16条 市長は、第11条第5項の入居可能日から入居者が雇用促進住宅を明け渡した日(第28条の規定により明渡しを請求したときは、当該明渡しを請求した日)までの間、入居者から家賃を徴収する。 2 入居者は、毎月末日(12月にあつては25日とし、月の途中で雇用促進住宅を明け渡したときは、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、その日が旭市の休日に関する条例(平成17年旭市条例第2号)に規定する市の休日に当たるときは、その翌日とする。 3 入居者が新たに雇用促進住宅に入居した場合又は雇用促進住宅を明け渡した場合において、その月の入居期間が1月に満たないときは、当該月の家賃は日割計算によるものとする。 4 入居者が第27条に規定する手続を経ないで雇用促進住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。 5 家賃の徴収は、口座振替の方法により行うものとする。ただし、市長が他の方法によることが適当と認めたときは、この限りでない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 178

担当部署: 都市整備課

処分の概要	遅延損害金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例 第17条第2項		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【基準】 第17条の規定による。 (督促及び遅延損害金の徴収) 第17条 家賃を前条第2項の納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促するものとする。 2 入居者は、前項の規定により指定された期限(以下「指定納期限」という。)までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ法定利率を乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を加算して納付しなければならない。 3 遅延損害金に係る端数処理その他の遅延損害金の取扱いについては、旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例(平成17年旭市条例第61号)に規定する延滞金の例による。 4 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、第2項の遅延損害金を減額し、又は免除することができる。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 180

担当部署: 都市整備課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市雇用促進住宅の設置及び管理に関する条例 第34条		
例 規 番 号	平成22年条例第3号		
【基準】 第34条の規定による。 (罰則) 第34条 市長は、雇用促進住宅の入居者が詐欺その他不正な行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 184

担当部署: 都市整備課

処分の概要	使用料等の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立公園条例 第12条(第18条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第121号		
【基準】 第12条の規定による。 (使用料等の徴収) 第12条 第6条第1項又は第2項の許可を受けた者、第10条第1項の許可を受けた者及び前条第1項又は第3項の許可を受けた者は、旭市使用料及び手数料に関する条例(平成17年旭市条例第60号)に定めるところにより、使用料等を納付しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 185

担当部署: 都市整備課

処分の概要	監督処分		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立公園条例 第13条(第18条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第121号		
【基準】 第13条の規定による。 (監督処分) 第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。 (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者 (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者 (3) 偽りその他不正な手段によりこの条例の規定による許可を受けた者 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。 (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合 (2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合 (3) 公園の管理上の理由外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 186

担当部署: 都市整備課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市立公園条例 第17条(第18条において準用する場合を含む。)		
例 規 番 号	平成17年条例第121号		
【基準】 第17条の規定による。 (過料) 第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものを、5万円以下の過料に処する。 (1) 第6条第1項若しくは第2項又は第11条第1項若しくは第3項の規定に違反して許可を受 けずに公園を使用し、又は占用した者 (2) 第8条各号に掲げる禁止行為をした者 (3) 第9条に規定する利用の禁止又は制限に違反して公園を利用した者 (4) 第13条第1項に規定する処分若しくは同項に規定する措置に違反して公園を使用し、 又は占用した者			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1007

担当部署: 都市整備課

処分の概要	許可の取消し		
例 規 名 根 拠 条 項	千葉県屋外広告物条例 第12条		
例 規 番 号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】 第12条の規定による。 (許可の取消し) 第12条 知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。 (1) 第9条第1項(同条第3項及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。)又は第10条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。 (2) 第10条第1項又は第10条の2第3項の規定に違反したとき。 (3) 虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 1008

担当部署: 都市整備課

処分の概要	措置の命令		
例 規 名 根 拠 条 項	千葉県屋外広告物条例 第14条		
例 規 番 号	昭和44年千葉県条例第5号		
【基準】 第14条の規定による。 (措置命令) 第14条 知事は、第3条第1号から第3号まで、第4条から第6条の2まで又は前条第1項の規定に違反する広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して除却その他必要な措置を命ずることができる。 2 知事は、第12条第1号に該当する者に対して必要な是正措置を命ずることができる。 3 知事は、第1項の規定による措置を命じようとする者を確知することができないときは、当該措置を自ら行うことができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上を期限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは知事が除却する旨を告示しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日